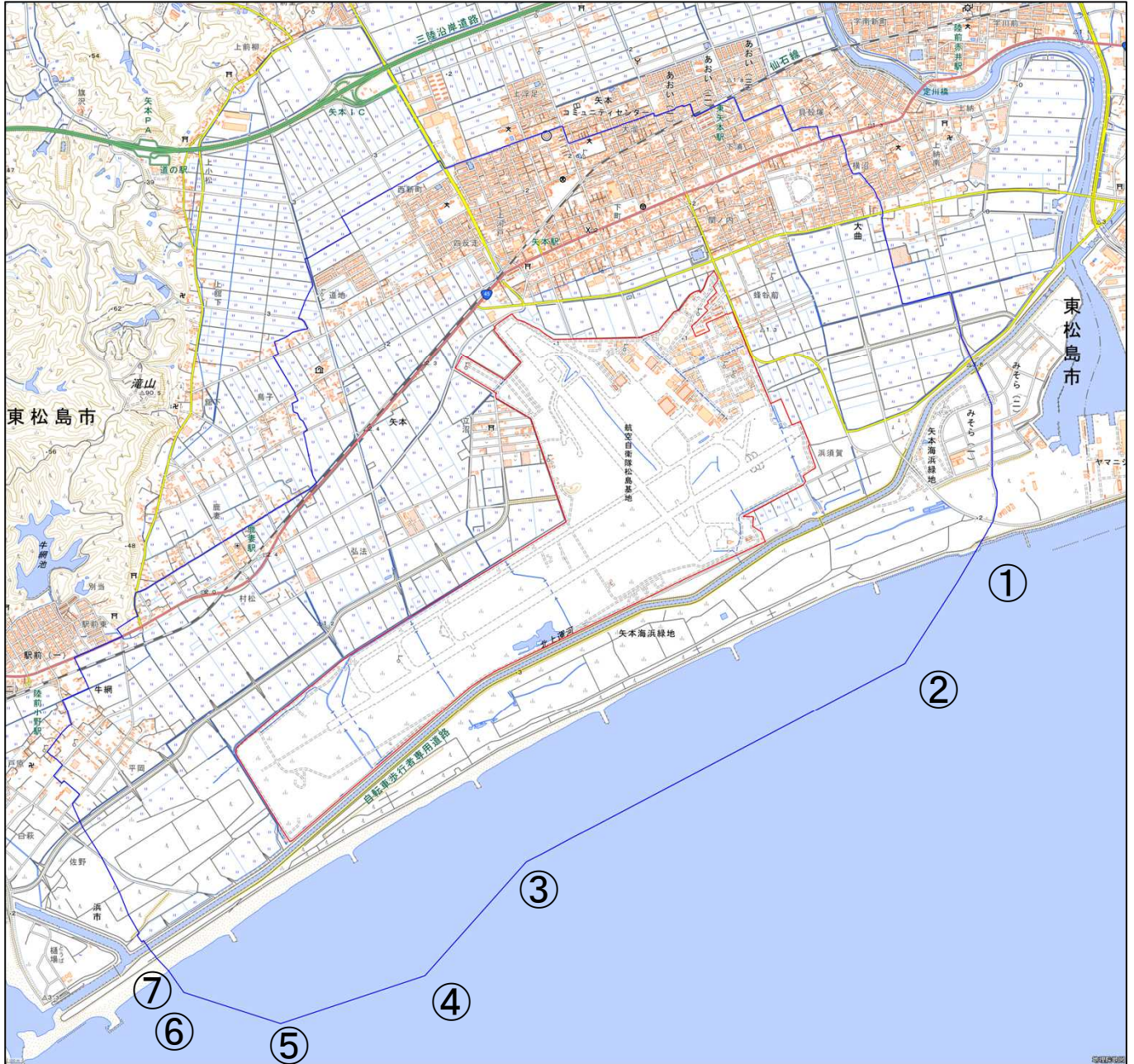


航空自衛隊松島基地

対象防衛関係施設 の所在地	宮城県東松島 市	矢本字板取八十五番地
対象防衛関係施設 の区域	宮城県東松島 市	矢本板取（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	宮城県東松島 市	あおい一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛網海辺、牛網駅前東（次の図面に示す部分に限る。）、牛網上村松、牛網下江戸原（次の図面に示す部分に限る。）、牛網下四十八、牛網下村松、牛網新上四十八（次の図面に示す部分に限る。）、牛網新上村松、牛網新北大浮足、牛網新下四十八、牛網新下村松、牛網新中四十八、牛網新中村松、牛網新西大浮足、牛網新西中浮足、牛網新東中浮足、牛網中四十八、牛網中村松、牛網西大浮足、牛網西中浮足、牛網東大浮足、牛網東中浮足、牛網平岡、牛網南大浮足、大曲上七丁、大曲上台、大曲塚堀（次の図面に示す部分に限る。）、大曲下七丁（次の図面に示す部分に限る。）、大曲下台（次の図面に示す部分に限る。）、大曲新田、大曲堰の内南（次の図面に示す部分に限る。）、大曲台、大曲新沼、大曲西田（次の図面に示す部分に限る。）、大曲横沼（次の図面に示す部分に限る。）、小松向田（次の図面に示す部分に限る。）、浜市新田（次の図面に示す部分に限る。）、浜市新西浮足、浜市須賀松（次の図面に示す部分に限る。）、浜市西浮足（次の図面に示す部分に限る。）、浜市東浮足（次の図面に示す部分に限る。）、みそら一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、矢本赤松、矢本穴尻（次の図面に示す部分に限る。）、矢本板取、矢本一本杉、矢本裏町、矢本大溜（次の図面に示す部分に限る。）、矢本大林、矢本笠松、矢本上河戸、矢本上沢目（次の図面に示す部分に限る。）、矢本上新沼、矢本河戸、矢本北浦、矢本弘法、矢本五反田、矢本寿町、矢本栄町、矢本作田浦、矢本三間堀、矢本鹿石前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本四反走、矢本下浦（次の図面に示す部分に限る。）、矢本下立沼前、矢本下前、矢本沼南、矢本関の内、矢本太子前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本滝前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本立沼、矢本立沼浦、矢本立沼前、矢本寺前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本道地浦、矢本鳥子（次の図面に示す部分に限る。）、矢本中田、矢本中谷地、矢本新沼、矢本西新町、矢本二反走（次

		<p>の図面に示す部分に限る。)、矢本野中、矢本蜂谷浦、矢本蜂谷前、矢本不動前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本町浦及び矢本南浦</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度十四分二十五秒の点  二 北緯三十八度二十三分五十秒、東経百四十一度十四分七秒の点  三 北緯三十八度二十三分十一秒、東経百四十一度十二分三十二秒の点  四 北緯三十八度二十二分四十九秒、東経百四十一度十二分七秒の点  五 北緯三十八度二十二分四十秒、東経百四十一度十一分三十一秒の点  六 北緯三十八度二十二分四十六秒、東経百四十一度十一分六秒の点  七 北緯三十八度二十二分五十秒、東経百四十一度十一分二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 航空自衛隊松島基地周辺地域 (宮城県東松島市矢本字板取85番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

